

剪定木チップ化事業について（報告）

1 事業概要

(1) 剪定木の受け入れ

- ・受入日時：随時（事前申込必要）
- ・対象：村内在住者の庭木の剪定枝、伐採木（直径15cm、長さ2m以内）
※業者の搬入及び、業者に依頼して伐採したものは対象外。（事業系廃棄物のため）
- ・利用料金：無料
- ・管理方法：入り口を番号式の鍵で施錠。申込時に利用者に鍵番号を伝える。
鍵は定期的に番号を変更。

(2) ウッドチップの配布

- ・配布日時：随時（事前申込必要）
- ・対象：村内在住者
- ・利用料金：無料
- ・管理方法：入り口を番号式の鍵で施錠。申込時に利用者に鍵番号を伝える。
鍵は定期的に番号を変更。

2 令和3年度実績

単位：件

月	剪定木受け入れ	ウッドチップ配布	破砕作業 (m ³)
4月	0	18	0
5月	63	22	400 m ³
6月	68	12	400 m ³
7月	75	17	0
8月	66	14	0
9月	55	17	400 m ³
10月	59	18	0
11月	44	17	400 m ³
12月	36	23	400 m ³
1月	8	2	0
2月	6	4	0
3月	10	19	400 m ³

※チップ化作業前のため4月の受け入れは休止。

3 前年度の課題に対する今年度の取り組み

【課題1】利用者の便宜を優先し、事前の申込みがあればいつでも搬入、持ち出しを可能としているが、利用者のマナー違反が多く今後の継続が難しい状

況となっている。

マナー違反の例

- (1) 規格に合わない木の持ち込み（太さ、長さが規格以上のものや、竹等）
- (2) 置き方（奥から詰めて、立てて置くよう指導しているが、入り口付近への廃棄や平積みが見られる）
- (3) 事業者による持ち込みまたは、事業者に依頼して伐採した木の搬入（これらは、事業系廃棄物となるため事業者が処分料金を負担しなければならないが、依頼者からも理解を得られない場合がある。）
- (4) 不法投棄（タンス等の家具が不法投棄される事例がある）

【対応策】利用申請時に、毎回時間をかけてルール説明を実施。また定期的な見回り、鍵番号の変更を実施。

【効果】マナー違反が減少。不法投棄も見られなかった。

【課題2】木材チップの利用が少なく、スペースの確保が困難。

【対応策】年に2回、木材チップの配布会（村職員による重機での積み込み）を実施。

【効果】配布会で多くの方にご利用いただけた。また、配布会の広報を通じて事業を知ったという方もいた。

3 令和4年度以降の対応について

これまで同様、ルールの呼びかけを徹底していく。

チップの利用状況を見ながら必要に応じて配布会を実施する。